

# 埼玉原発弁護団ニュース

第11号 2013年6月11日 埼玉原発弁護団(Tel 048-642-3883)発行

## 不動産賠償でも増額が！！

### ～東電基準を超える和解案が出ています～

いよいよ不動産の賠償が本格化してきました。不動産の賠償については、東電側から一定の基準が提示されています。東電の計算による賠償額を記載した通知が、皆様のもとにも送られて来たのではないのでしょうか。東電の計算では、新しい生活を始めるためには、不十分であるケースが少なくありません。弁護団では、「被害者の皆様が新しい生活を一から作るために必要な賠償をすべきである。」と主張しています。こうした中、紛争解決センターから、東電の基準を超える和解案が提示されました。

#### 【具体的な事情】

双葉町内の約520平方メートルの宅地と、そこに建つ建物が賠償対象です。原発事故当時、住居として使用されていました。被害者の方はいわき市内で新たに住宅を取得することを希望されています。

#### 東電の基準

平成22年度の固定資産評価額×1.43＝954万7155円

#### センターの和解案

いわき市内に不動産を購入することを考慮して1122万5895円

167万8740円の増額です

このケースでは建物についても、改装工事を行っていることを考慮して、東電基準より約500万も高い額が和解案として提示されました。弁護団では引き続き、不動産についても増額を目指していきます！